

岡崎市優良建築物等整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日建設省住街発第63号。以下「制度要綱」という。）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号。以下「国の要領」という。）に基づき、市街地の環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給に資するため、土地利用の共同化又は高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業に対して、予算の範囲内において岡崎市優良建築物等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則、制度要綱及び国の要領に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 優良建築物等整備事業

制度要綱第2に定めるもののうち、次の各号に定めるものをいう。

ア 優良再開発事業

制度要綱第2第三号において定義する優良再開発型優良建築物等整備事業のうち、共同化タイプをいう。

イ 都市再構築事業

制度要綱第2第十二号において定義する都市再構築型優良建築物等整備事業における人口密度維持タイプのうち、中心拠点区域内において、中心拠点誘導施設の整備を行うものをいう。

(2) 施行者

優良建築物等整備事業を施行する者をいう。

(3) 補助事業

この要綱の定めるところにより、補助金の交付の決定を受けた優良建築物等整備事業をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象とする区域は、岡崎市立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。

(1) 東岡崎駅周辺

(2) 岡崎駅周辺

(交付対象事業及び交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象とする事業は優良建築物等整備事業とし、施行者を交付の対象者とする。

(補助対象事業費)

第5条 優良再開発事業の補助の対象とする事業費は、国の要領第3第3項に掲げるもののうち、次の各号に掲げる項目の費用とする。

(1) 調査設計計画

- ア 基本構想作成費
- イ 事業計画作成費
- ウ 地盤調査費
- エ 建築設計費

(2) 土地整備

- ア 建築物除却等費
- イ 補償費等

(3) 共同施設整備

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他の施設整備費

2 都市再構築事業の補助の対象とする事業費は、国の要領第3第3項に掲げるもののうち、次の各号に掲げる項目の費用とする。

(1) 調査設計計画

- ア 事業計画作成費
- イ 地盤調査費
- ウ 建築設計費

(2) 土地整備

- ア 建築物除却等費
- イ 補償費等

(3) 共同施設整備

- ア 空地等整備費
- イ 供給処理施設整備費
- ウ その他の施設整備費

(4) 用地取得

- ア 用地取得費（制度要綱第2第二十五号に定める負担増分用地費を含む）

(5) 専有部整備

- ア 専有部整備費

3 都市再構築事業であつて、制度要綱第5第3項第一号に掲げる事業については、第2項各号に掲げる費用のうち調査設計計画費及び賃借料を除いた額に100分の120を乗じて得た額を事業に要する費用とみなして限度額を算出することができる。

(建築物及びその敷地の基準)

第6条 優良建築物等整備事業に係る建築物及びその敷地の基準は、次の各号に適合するものでなくてはならない。

- (1) 優良再開発事業においては、制度要綱第4第一号及び第六号から第九号に適合するもの
- (2) 都市再構築事業においては、制度要綱第4第三号、第四号及び第七号から第九号に適合するもの

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、第5条に定める補助対象事業費を合計した額の3分の2以内の額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(計画協議)

第8条 優良建築物等整備事業に係る補助金の交付を受けようとする施行者は、当該事業の計画等に係る本交付要綱第6条及び制度要綱への適合（以下「事業適合性」という。）について、あらかじめ市長に対し協議をしなければならない。

- 2 前項に定める協議は、様式第1号の岡崎市優良建築物等整備事業計画協議書（以下「計画協議書」という。）を市長へ提出することにより行うものとする。
- 3 市長は、提出された計画協議書の事業適合性を審査し、様式第2号の岡崎市優良建築物等整備事業計画協議結果通知書（以下「協議結果通知書」という。）により、施行者へ通知する。

(補助金交付の申請)

第9条 補助金交付の申請をしようとする施行者は、様式第3号の岡崎市優良建築物等整備事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 優良建築物等整備事業に係る補助金は、前条第3項に定める協議結果通知書において、事業適合性について承認を受けた施行者のみ、交付の申請をすることができる。

(補助金交付の決定等)

第10条 市長は、前条による交付申請書を受理した場合において、これを審査し、補助金の交付を適當と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をし、施行者

へ通知（以下「交付決定通知」という。）しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。
- 3 施行者は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに様式第4号の岡崎市優良建築物等整備事業費補助金交付申請取下届出書を市長に提出し、申請の取下げをすることができる。この場合において、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（経費の配分及びその変更）

第11条 優良建築物等整備事業に係る経費の配分は、第5条第1項、第2項及び第3項に要する経費とする。

- 2 施行者が優良建築物等整備事業に係る経費の配分を変更しようとするときは、様式第5号の岡崎市優良建築物等整備事業費補助金経費配分変更承認申請書をあらかじめ市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る書類等を審査し、経費の配分の変更を承認したときは、施行者に通知しなければならない。この場合の手続きについては、第10条第2項の規定を準用する。

（事業内容の変更）

第12条 施行者が補助事業の内容を変更しようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合

　様式第6号の岡崎市優良建築物等整備事業費補助金事業内容変更承認申請書をあらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げるもの以外の軽微な変更についてはこの限りでない。

- ア 住宅等の位置、構造型式又は階数の変更
- イ 事業を施行する区域の変更

(2) 補助金の額に変更を生じる場合

　様式第7号の岡崎市優良建築物等整備事業費補助金交付変更申請書をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理した場合において、その内容を審査し、事業内容の変更を承認したときは、施行者に通知しなければならない。ただし、決定する補助金の額は、第10条により交付の決定をした補助金の額を超えないものとする。
- 3 前項の手続きは、第10条第2項の規定を準用する。

（事業の中止又は廃止）

第13条 施行者は、第10条による補助金の交付の決定後において、やむを得ない事情により当該事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに様式第8号の岡

崎市優良建築物等整備事業費補助金市費補助事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合について、その内容を審査し、事業の中止又は廃止を承認したときは、施行者に通知しなければならない。

3 前項の手続きは、第10条第2項の規定を準用する。

（事業完了期日の変更）

第14条 施行者は、交付決定通知に記載された完了予定期日までに補助事業が完了しない場合は、速やかに様式第9号の岡崎市優良建築物等整備事業完了期日変更報告書により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業遂行状況報告書）

第15条 施行者は、交付決定通知があった日（以下「交付決定日」という。）以降において、交付決定日の属する会計年度の四半期ごとに、様式第10号の岡崎市優良建築物等整備事業遂行状況報告書を当該期間経過後速やかに市長へ提出しなければならない。ただし、第4四半期末（3月末日）の経過後についてはこの限りでない。

（遂行命令等）

第16条 市長は、施行者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従つて事業を遂行していないと認めたときは、当該施行者に対し、これらに従つて当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

（実績報告）

第17条 施行者は、補助事業が完了（以下「完了日」という。）したとき又は第13条による補助事業の中止若しくは廃止の決定（以下「廃止日」という。）を受けたときは、当該補助事業の完了日若しくは廃止日から起算して14日を経過した日又は当該補助事業の完了日若しくは廃止日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、様式第11号の岡崎市優良建築物等整備事業費補助金市費補助事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 施行者は、補助事業が複数年度にまたがるときは、毎年度の4月10日までに前年度の様式第12号岡崎市優良建築物等整備事業費補助金市費補助事業年度終了実績報告書（以下「年度終了報告書」）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第18条 市長は、前条第1項に定める実績報告書及び前条第2項に定める年度終了報告書が提出され、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、施行者に通知する。

2 前項による補助金の額の確定は、第10条により交付の決定をした補助金の額を

超えない範囲で行うものとする。

(補助金の交付)

第19条 補助金は、補助事業の完了後において、前条の規定により確定した額を交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 前項に定める補助金の概算払を受けようとする施行者は、様式第13号による岡崎市優良建築物等整備事業費補助金概算払申請書(以下「概算払申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、提出された概算払申請書を審査し、概算払による補助金の交付を承認したときは、施行者へ通知する。
- 4 施行者は、第1項による補助金の交付を受けようとするときは、市長に対して請求書を提出しなければならない。ただし、概算払による補助金の交付を受けようとするときは、前項に定める通知を受けなければならない。
- 5 第1項に基づく概算払を受けた施行者は、補助金額の確定後速やかに精算しなければならない。

(是正のための措置)

第20条 市長は、第17条による実績報告書の提出があった場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを施行者に対して命ずることができる。

(交付の決定の取消し)

第21条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助事業を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき
 - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件又は関係法令に違反したとき
 - (4) 前条第1項の命令に従わないとき
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに施行者へ通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第22条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、施行者の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき

は、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

- 2 市長は、第18条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(関係書類及び帳簿等の整備保管)

第23条 施行者は、補助事業に係る収入及び支出に関する書類並びに帳簿その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、当該補助事業の属する会計年度の終了後10年間、整理保管しなければならない。

(表示板の設置努力義務)

第24条 施行者は、優良建築物等整備事業に係る補助事業が広く市民に周知され、事業の一層の促進に資するため、当該事業の期間中及び事業完了後において、次の各号に掲げる内容について、補助事業を行う区域に接する道路から容易に視認できる場所に表示するよう努めなければならない。

- (1) 優良建築物等整備事業の趣旨に係ること
- (2) 本交付要綱及び制度要綱に基づく事業であること
- (3) 国等から間接補助を受ける事業であること

(指導・監督等)

第25条 市長は、補助事業の適正な施行を確保するため、施行者に対して、必要に応じて報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査、勧告若しくは助言等をすることができる。

(財産の処分の制限)

第26条 施行者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けないで、用途の変更、解体又は撤去処分をしてはならない。なお、当該財産の所有者の変更がある場合には変更後の所有者についても同様とする。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の場合において取得財産等の処分をすることにより施行者に収入があるときは交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削る改正規定は、令和2年3月31日から施行する。

別 記

文書名	要綱	様式番号
岡崎市優良建築物等整備事業計画協議書	8条2項	1号
岡崎市優良建築物等整備事業計画協議結果通知書	8条3項	2号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金交付申請書 (交付決定通知)	9条1項 10条1項	3号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金交付申請取下届出書	10条3項	4号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金経費配分変更承認申請書 (変更承認通知)	11条2項 11条3項	5号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金事業内容変更承認申請書 (変更承認通知)	12条1項 12条2項	6号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金交付変更申請書 (変更承認通知)	12条1項 12条2項	7号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金市費補助事業中止(廃止)承認申請書 (中止(廃止)承認通知)	13条1項 13条2項	8号
岡崎市優良建築物等整備事業完了期日変更報告書	14条	9号
岡崎市優良建築物等整備事業遂行状況報告書	15条	10号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金市費補助事業実績報告書	17条1項	11号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金市費補助事業年度終了実績報告書 (補助金の額の確定)	17条2項 18条	12号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金概算払申請書	19条2項	13号
岡崎市優良建築物等整備事業費補助金概算払承認通知書	19条3項	

表示板（第24条関係）

